

林業技能補佐員の待遇改善に関する団体交渉要旨

日 時：2008年10月20日

場 所：

大学側：事務局長・総務部長・人事課長・職員課長（人事課及び職員課の関係職員が陪席）

組合側：宮崎委員長、前田副委員長、山口副委員長、石川、江見、小崎、持田執行委員

秋林、斉藤、福井、鈴木（札幌）、高木、小池、大岩（天塩）、森永、山科（中川）

森田、笹原（雨龍）、三好、汲川（苫小牧）、前田（和歌山）

<交渉の概要>

事務局からの回答の要約は以下の通りです。

1. 正規職員の厳しい定割があり、空きポストを用意するのが難しい。林業技能補佐員は地域の特殊性を鑑み、札幌の非正規職員よりも待遇を考慮している部分はある。
2. 6月期手当の満額支給については慎重かつ前向きに努力をしている。部局によってはギリギリの待遇で運営しているところもあるため、全学足並みそろえるのは難しい。しばし吉報を待ってほしい。補佐員の通年雇用後、退職金は事務局でプールし、退職時に手当とするようにしている。予算削減が厳しい状況では、正規職員並みの手当での増額は難しい。
3. 頭打ちは昭和55年の文部省通達によってできてしまった。当局としては現在の待遇差は裁量の範囲であり、違法とは認識していない。
4. 18年の基本給切替えの際、正規職員は当面の措置（H22年まで）として、1年4/4→3/4号俸の昇給幅ダウンとなった。12号俸→40号俸の切り替えはこれに準じて行っているものであり、過半数労働者説明会を通じて全学職員に通知している。
5. 現在大学全体で2000人程度自動車通勤をしている職員がいる。予算削減の中すべての自家用車通勤者に措置することはできない。

以上の回答を受け、組合側は特に3の問題を中心として、現在起こっている契約職員の低賃金化について意見を述べた。主な意見は以下の通りです。

- ・ 正規職員も給料が下がるという理由で、契約職員も給料を下げられている。もともと低い賃金で働いているのに、ここ数年で手取りは大幅に減った。20万円を下回る月給でどのようにして生活していけると思っているのか。
- ・ 事務局側は、予算削減を理由に待遇改善を行う余裕がないというが、一方で今中期計画中に大幅な黒字を出しているはずである。職員の待遇に還元する気はないのか。
- ・ 低賃金のうえ通勤手当がマイナスとなるようなことはないようにしてほしい。
- ・ 頭打ち撤廃への段階的な措置として、上限号俸をあげることはできないのか。

待遇格差は当局の見解では、違法ではないとのことでしたが、今なお28年前の通達を理由にその正当性を主張するしかない、苦しい回答でした。パート労働法が改正された現在、補佐員間の待遇格差および正規職員との大幅な待遇格差はあきらかに問題があります。

組合では専門家のアドバイスをうけて、補佐員間の待遇格差について今年度中にもう一度団体交渉を行うことを考えています。